

第9回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年9月15日(金)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
(申請件数 2件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 2件)
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 4件)

応召委員(12名)

1番	荻野 光徳	2番	乙幡 昇治
3番	峰岸 豊	4番	山田 伸一
5番	比留間 望	6番	宮崎 義憲
7番	比留間孝明	8番	大口 貴司
9番	高橋 文雄	10番	内野 一彦
11番	中村眞由美	13番	加藤 武

職務のために出席した者(事務局) 事務局長 中村 顕治
事務局次長 井上 ひとえ

午後3時51分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第9回農業委員会総会を開催いたします。本日

の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

異議なしと認め、3番峰岸豊委員と9番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について1件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和5年3月20日申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして荻野委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくをお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②農地は、ナ

スが栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は、サトイモ、サツマイモが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荻野委員。

1 番
(荻野 光徳君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明

でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年12月2日に相続し、前回調査は、令和2年10月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和2年1月14日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和2年11月6日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ブロッコリー、ホウレンソウ、ハクサイ、サトイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①、②、③、⑤の農地は、サトイモ、ニンジン、キャベツが栽培されており、④、⑥の農地はカリフラワー、ナスが栽培されておりました。⑦の農地は、カリフラワーが栽培されており、⑧の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

はい、比留間望委員。

5 番
(比留間 望君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2 件申請がございました。

申請番号 1 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 5 年 3 月 20 日、申請人の母の死亡より、生産緑

地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和4年11月26日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から⑦の農地は、リンゴが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑧から⑪の農地は、梨が栽培されておりました。⑫の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。②の農地も、作付け準備中でした。③の農地は、ナス、ネギ、サトイモが栽培されており、④の農地は、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1 番 (荻野 光徳君)	はい、荻野委員。
議 長 (加藤 武君)	1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。 2 番の申請地につきましては、私から報告します。川口委員が現地を確認しており、特に、問題はありませんでしたとのことです。 他にございませんか。
委 員	なし。
議 長 (加藤 武君)	御意見等ないようですので、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第 4 号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 1 件ございました。 御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。 申請番号 1 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年11月1日から令和7年10月31日までの2年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、カリフラワーが栽培されており、③の農地は、ブロッコリーが栽培されており、④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、立川市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われまます。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認し

		たいと思います。御異議等ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長 (加藤 武君)		<p>ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事 務 局 (井上ひとえ君)		<p>それでは御説明いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件申請がございました。</p> <p>本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が福祉施設、申請番号2番が駐車場でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 (加藤 武君)		<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、大口委員。</p>
8 番 (大口 貴司君)		<p>1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議 長 (加藤 武君)		<p>2番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。</p> <p>他にございませんか。</p>
委 員		なし。
議 長 (加藤 武君)		<p>御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。</p> <p>次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。</p>

事務局
(井上ひとえ君)

事務局より説明いたさせます。

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番、2番、3番が一般住宅、申請番号4番が駐車場でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、荻野委員。

1番
(荻野 光徳君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

なお、2番、3番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第9回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時12分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年9月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩